

放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会 音楽関連ワーキング検討結果について

日本のコンテンツ市場は米国に次ぐ世界第2位の規模であるが、海外輸出比率は5%程度にとどまっている。特にコンテンツ市場の3割強を占める放送コンテンツについては、テレビ放送市場自体の規模は韓国の約10倍でありながらテレビ番組の輸出額は3分の1程度である等、海外に向けた取り組みを今後一層強化していく必要があるところである。

放送コンテンツの海外展開促進に向けた課題の一つが権利処理の効率化の促進である。本ワーキンググループは、放送コンテンツに利用されているレコード原盤に係る権利処理の円滑化に向けた方策について検討を行ってきた。

1. 課題

海外でのレコードの使用許諾については「テリトリー制」が取られており、放送コンテンツの海外展開に「DVD化」や「送信可能化」を含む場合、原則としてコンテンツを展開する国・地域毎に当該レコード会社の現地法人の許諾が必要となる。このため、現地法人の許諾を得られない又は原盤の権利料が高価となる場合のコスト等を考慮し、放送事業者が楽曲の差し換えで対応するケースが多い。

海外展開に係る原盤権の権利処理を円滑化するためには、映像コンテンツ権利処理機構（ARMA）を通じた実演家の権利処理の一元化や英国のレコード原盤権管理団体（PPL）の取組を参考に、原盤権の権利処理に係る窓口機関を設置するとともに、できるだけ多くの原盤をカバーする権利処理データベースを整備し、料率等の権利処理ルールを策定することが必要である。

しかしながら、原盤権については、レコード会社によって自社で権利処理を行うことが可能な原盤の範囲や対象地域に大きな差がある。国内資本系のレコード会社は日本本社の考え方によっては、使用地域に関係なく、多くの楽曲について自社の裁量で許諾することが可能である。一方、外資系レコード会社はテリトリー制を厳格に採用しており、一部のタイトル・地域において「パス取り」と称して現地の法人に代わり日本法人が使用許諾をすることが可能なケースがあるものの、原盤権を使用する現地の法人が使用許諾権を有している。

2. 実証実験の実施

(1) 実証実験の目的

海外展開に係る原盤権の権利処理については、各レコード会社の事情や、対象地域、対象番組、音楽の利用方法等によって難易度が異なる。さらに、現状では権利処理に係るコストを負担するための前提である 放送コンテンツの海外展開のビジネスが十分な実績を上げられていない 状況にある。

このため、レコード会社、放送事業者等の関係者が協力して行政の支援の下、課題の難易度や優先度を踏まえて可能なところから実証実験として暫定的なルールに基づく権利処理の円滑化に着手 することにより、海外展開ビジネスの実績を積み重ねつつ、窓口機関の設置や権利処理ルールの策定について効果や課題等を検証 することが適当である。

(2) 実証実験の内容、進め方

実証実験については、日本レコード協会においてたたき台を作成し、放送事業者の意見を踏まえて修正した上で、第4回ワーキンググループの場において合意が得られた。

実証実験の概要は以下のとおりである。

- ・ レコード会社および放送事業者等が協力 して、行政による支援のもと、日本レコード協会を窓口とした原盤権処理の円滑化施策に関する実証実験を行う。
- ・ 実験は3年間を目途とし、課題の優先度および難易度を踏まえ、フェーズを分けて実験内容の組み立て を行う。
- ・ 円滑化施策として、レコード会社・放送事業者の個別協議により進める原盤権処理に対する支援策と、一任型集中管理を適切に組み合わせた実験 を行う。
- ・ 初年度となる平成25年度には、フェーズ1として以下の実験を行うことを計画する。
 - － まずは アジア地域を対象 とし、その他、ニーズと可能性がある国々も、アジア地域における実験の進捗を踏まえながら、対象に追加することを検討する。
 - － フェーズ1では、ドラマおよびドキュメンタリー/情報番組を対象 とし、放送番組のサイマル配信およびVOD配信までの利用を範囲とする、邦盤に限定した実験 を行う。
 - － 個別協議による原盤権処理 について、実験協議会において特別な取決めを定め、実験の枠組みで支援することにより、ビジネス展開における促進効果及び課題の検

証を行う。

- 一任型集中管理については、日本レコード協会を窓口とした許諾の円滑化を図るため、他国の例を参考にしつつ、許諾可能な原盤に関する情報を集約的に提供するデータベースを構築し、その有効性と円滑化効果を検証する。
 - 個別協議と一任型管理の適切な組み合わせなど、実験を進めるにあたっての諸課題は、レコード会社・放送事業者等の関係者による検討組織を別途設け、検討を進めることとする。
- ・ フェーズ2(平成26年度)以降の実験については、フェーズ1の取組みが一定期間経過した時点で、それまでの取組みの成果を踏まえながらテーマを検討する。

3. 推進体制

(1) 実証実験の推進体制

上記実証実験を進めるにあたって、放送事業者及びレコード会社の責任者により構成し、日本レコード協会及び日本民間放送連盟を共同事務局とする民間ベースの実験協議会を設置（オブザーバーとして関係行政機関が参加）することとした。今後、6月中に協議会を立ち上げ、実証実験の具体的な進め方や必要な暫定的取決めについて決定し、本年9月を目途に実証実験を開始する。

関係者の協力により新しい権利処理の仕組みが軌道に乗るまでの間、実証実験に要する様々な経費については行政が支援するとともに、芸団協・実演家著作隣接権センター（CPRA）、音楽事業者協会（JAME）、日本音楽著作権協会（JASRAC）等の関係団体の理解と協力を得ることが必要である。

また、放送コンテンツの海外展開を促進するにあたって、権利処理の効率化の取組みは、実演家と音楽の両分野において、同時並行的に行われることが望ましい。このため、実演家の分野において特例的な権利処理の仕組みを導入する番組については、今回の音楽の分野における実証実験の対象とすることが必要である。

(2) オールジャパンの推進体制

日本の放送コンテンツの海外展開の重点地域である東南アジア等ではコンテンツの単価が安いため、市場の拡大を図るには、コンテンツ単体での取引ではなく、コンテンツ関係の商品、イベント、サービス等と一体となった事業展開により関係者全体で収益を確保する取組が求められる。

このため、コンテンツの海外展開を 国家プロジェクトの一つと位置付けて関係者が一体として取り組む体制（一般社団法人）を整備するとともに、民間ベースで事業が自走化できるよう、関係省庁が協力して継続的な支援措置を講じて行く必要がある。